

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 かじき等流し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 3 隻
- (3) 船舶の総トン数 200 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 総トン数10トン以上の船舶にあっては漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域のうち千葉県海面、総トン数10トン未満の船舶にあっては同省令別表第11に掲げる海域を除く千葉県海面
- (6) 漁業時期 11月15日から翌年5月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年10月2日から11月1日まで